平成２２年（フ）第２２１号
岡山県玉野市長尾2222番地
債務者　中村　陽子（旧姓岡﨑）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４号
栃木県小山市大字中久喜1492番地４
債務者　諏訪　尚子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２４号
長野県北佐久郡立科町大字芦田八ケ野1045番地
債務者　滝澤ふみ子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第３３１号
東京都府中市天神町４丁目22番地の５菊地荘203
債務者　日下　公司
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３２号
東京都府中市天神町４丁目22番地の５菊地荘203
債務者　日下紀美子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５０８号
東京都多摩市永山４丁目４番地11―301
債務者　木戸口育子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６６号
岡山県津山市山方54番地８
債務者　前田　岳秀
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第４１４号
東京都西東京市柳沢１丁目12番24号サンハウス202号
債務者　山之内　亮
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４３５号
東京都町田市能ケ谷町758番地１ファインフォレスト101
債務者　東　　宏
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８１号
青森市奥野３丁目９番35号
債務者　小田桐才一
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４７号
東京都日野市平山４丁目18番地の１都営日野平山４丁目アパート５―506
債務者　吾郷友里こと　ＡＧＯＵ　ＲＯＳＥＭ　ＡＲＩＥ　ＶＥＲＧＡＲＡ
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２６４号
沖縄県中頭郡北中城村字熱田2023番地２
債務者　小浜　守行
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第６８号
長崎県松浦市志佐町稗木場免1373番地
債務者　前田　久恵
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
静岡県磐田市小島800番地
債務者　寺田　晴枝
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
静岡県浜松市南区白羽町1569番地の１　２Ｆ、前住所静岡県富士市松岡1613番地の19
債務者　山口　人美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１０８０号
横浜市中区山元町２丁目77番地10　302号室
債務者　市原　純一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部